

## 浜松市給水装置工事及び設計審査手数料等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。)第11条第1項に規定する工事並びにそれに伴う条例第35条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する手数料(以下「設計審査手数料等」という。)並びに条例第35条の2第1項に規定する加入金(以下「加入金」という。)に関する事務について必要な事項を定める。

(給水装置工事の承認)

第2条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、条例第11条第1項の規定による申込みがあったときは、これを審査し、当該申込みのあった日から起算して7日以内(相当の理由がある場合にあっては、相当の期間内)に承認するかどうかを決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により行う。

(1) 承認をする場合 当該申込みに係る給水装置工事申込書に承認印を押印するとともに承認日を記載し、その写しを交付する方法

(2) 承認をしない場合 工事不承認通知書(第1号様式)を交付する方法

3 前項の規定による通知は第4条第1項の規定による通知と併せて行うものとする。

(給水装置工事の承認に係る審査基準)

第3条 前条第1項の規定による承認の決定は、次の要件を満たす場合に限り行うものとする。

(1) 条例第11条第2項の規定により利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めた場合にあっては、それら書類が提出されていること。

(2) 給水装置工事申込書と設計書(浜松市水道事業給水条例施行規程(昭和33年浜松市公営企業局管理規程第2号。以下「施行規程」という。)第6条第1項に規定する設計書をいう。)の記載内容が整合していること。

(3) 当該申込みに係る工事が指定給水装置工事事業者(条例第12条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。)に施行させるものであること。

(4) 当該申込みに係る工事を施行する指定給水装置工事事業者が、その工事に関して、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから同条第3項各号に掲げる職務を行う者を指名していること。

(5) 次条第1項の規定による設計審査の結果が合格であること。

(工事設計の審査)

第4条 管理者は、施行規程第6条第1項の規定により設計書の提出があったときは、これを審査し、当該提出のあった日から起算して7日以内(相当の理由がある場合にあっては、相当の期間内)に承認するかどうかを決定し、その旨を通知する。

ては、相当の期間内)にその合否を決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 合格の場合 当該設計書に合格印を押印するとともに合格日を記載し、その写しを交付する方法

(2) 不合格の場合 工事設計不合格通知書(第2号様式)を交付する方法  
(給水装置工事設計の合格に係る審査基準)

第5条 前条第1項の規定による合格の決定は、次の要件を満たす場合に限り行うものとする。

(1) 当該工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していること。

(2) 当該設計書が施行規程第6条第1項各号に掲げる要件を具備していること。

(3) 当該設計書及び施行規程第6条第2項の規定により提出された工事費の算出を示す書類、詳細図等の内容が、別に定める給水装置工事の指針(昭和48年4月施行)に適合していること。

(設計審査手数料等の計算方法)

第6条 条例第35条第1項第1号ア及びイの「1件につき」とは、申込みに係る工事において設置が見込まれる水道メーター(申込みに係る工事が増設、変更、修繕又は撤去の場合にあっては、それに係る既設の水道メーター)ごとに1件として計算することを意味する。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

2 前項の規定は、条例第35条第1項第2号に規定する工事検査手数料及び条例第35条第1項第6号に規定する確認の手数料の計算方法について準用する。

(設計審査手数料等納付時期の特例)

第7条 条例第35条第1項ただし書の「管理者が必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国又は地方公共団体が納入義務者である場合において、当該国又は地方公共団体から納期限の延長の申出があったとき(正当な理由があると認める場合に限る。)

(2) 口座振替の方法により設計審査手数料等を納付する場合

(3) その他設計審査手数料等を申込みの際に納付させることが適当でないとする場合

2 前項各号に掲げる場合における設計審査手数料等の納期限は、他の納入義務者との均衡を考慮し、必要最小限度の範囲内で定める。

(設計審査手数料等の返還)

第8条 設計審査手数料等に係る条例第35条第2項ただし書の「特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合とし、その返還額は当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第1項の規定による申込みをした者(以下「申込者」という。)が、第3条第1項の規定による審査結果の通知前に施行規程第5条の規定により給水装置工事中止届を提出した場合 条例第35条第1項第1号の設計審査手数料に相当する額

及び同項第2号の工事検査手数料に相当する額の合計額

- (2) 申込者が、条例第11条第1項の承認を受けた場合において、その工事の完了前に施行規程第5条の規定により給水装置工事中止届を提出したとき（工事の一部を施行したことにより、当該部分の検査をする必要があると認める場合を除く。） 条例第35条第1項第2号の工事検査手数料に相当する額
- (3) 条例第38条の2第2項に規定する者が、同項ただし書の規定による確認前に給水契約の申込みを取り下げ、又は水道の使用を廃止した場合 条例第35条第1項第6号の確認の手数料に相当する額
- (4) 納付時には相応の加入金債務が発生していたが、その後、条例第36条の規定による軽減又は免除（以下「減免」という。）の決定又は賦課処分が誤っていたことによる取消し若しくは減額の処分により設計審査手数料等の額が変更されて過納となった場合 当該過納に係る設計審査手数料等に相当する額
- (5) 誤納に係る設計審査手数料等がある場合 当該誤納に係る設計審査手数料等に相当する額
- (6) その他設計審査手数料等を返還しないことが適当でないと認めた場合 適当と認められる額

（設計審査手数料等返還申請の特例）

第9条 施行規程第21条の2の「管理者が特別の事情があると認めたとき」とは、次の各号に掲げる場合をいい、その場合の手続きについては当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号から第5号までに掲げる場合その他当該返還を受けようとする者に申請をさせることが適当でないと認める場合 当該申請を不要とする。
- (2) 当該返還を受けようとする者に文書による申請をさせることが適当でないと認める場合 当該申請の方法を口頭とする。

（設計審査手数料等返還の決定等）

第10条 管理者は、施行規程第21条の2の規定により返還の申請があったときは、これを審査し、当該申請のあった日から起算して14日以内（相当の理由がある場合にあっては、相当の期間内）にその適否を決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面を交付する方法により行う。

- (1) 返還をする場合 手数料還付通知書（第3号様式）
- (2) 返還をしない場合 手数料不還付通知書（第4号様式）

3 管理者は、前条第1号の規定により返還の申請を不要とするものについてその事実を確認したときは、直ちに返還の決定をし、手数料還付通知書（第3号様式）により通知する。

（設計審査手数料等の減免の決定）

第11条 管理者は、施行規程第21条の5の規定により設計審査手数料等の減免申請があったときは、これを審査し、当該申請のあった日から起算して14日以内（相当の理

由がある場合にあつては、相当の期間内)にその適否を決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を交付する方法により行う。

(1) 減免をする場合 設計審査手数料等減免通知書(第5号様式)

(2) 減免をしない場合 設計審査手数料等減免不承認通知書(第6号様式)

3 管理者は、施行規程第21条の5の「管理者が特別の事情があると認めるとき」に該当するとして減免の申請を不要としたときは、直ちに減免の決定をし、設計審査手数料等減免通知書(第5号様式)により通知する。

(加入金の生じる変更工事)

第12条 条例第35条の2第1項の「メーター口径を大きいものに変更する場合」とは、給水装置を変更する工事において、その対象となる既設の給水装置に係る水道メーター口径(過去に変更実績がある場合にあつては、そのうち最も大きいもの)を基準とし、その代替としてそれよりも大きい水道メーター口径に変更する場合をいう。

(加入金徴収時期の特例)

第13条 条例第35条の2第2項ただし書の「管理者が必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 当該申込みがあつたときに加入金納入通知書を発行することが困難な場合

(2) その他申込みがあつたときに加入金を徴収することが困難又は適当でないとして認められた場合

(加入金納期限の特例)

第14条 加入金に係る浜松市上下水道部会計規程(昭和63年浜松市水道部管理規程第5号)第26条の2の「管理者が特に必要があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 国又は地方公共団体が納入義務者である場合において、当該国又は地方公共団体から納期限の延長の申出があつたとき(正当な理由があると認める場合に限る。)

(2) 納入義務者から口座振替の方法により加入金を納付する旨の申出があつた場合

(3) その他納期限を加入金納入通知書を発する日から20日以内とすることが適当でないとして認められた場合

2 前項各号に掲げる場合における加入金の納期限は、他の納入義務者との均衡を考慮し、必要最小限度の範囲内で定める。

(加入金の返還)

第15条 条例第35条の2第3項ただし書の「特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合とし、その返還額は当該各号に定める額とする。

(1) 申込者が、その工事の完了前に、施行規程第5条の規定により給水装置工事中止届を提出した場合(水道メーターを設置した場合を除く。) 加入金に相当する額

(2) 納付時には相応の加入金債務が発生していたが、その後、減免の決定又は賦課処分が誤っていたことによる取消し若しくは減額の処分により加入金の額が変更されて過

納となった場合 当該過納に係る加入金に相当する額

(3) 誤納に係る加入金がある場合 当該誤納に係る加入金に相当する額

(4) その他加入金を返還しないことが適当でないとした場合 適当と認められる額  
(加入金返還申請の特例)

第16条 施行規程第21条の4の「管理者が特別の事情があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいい、その場合の手続きについては当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる場合その他当該返還を受けようとする者に申請をさせることが適当でないとする場合 当該申請を不要とする。

(2) 当該返還を受けようとする者に文書による申請をさせることが適当でないとする場合 当該申請の方法を口頭とする。

(加入金返還の決定等)

第17条 管理者は、施行規程第21条の4の規定により返還の申請があったときは、これを審査し、当該申請のあった日から起算して14日以内(相当の理由がある場合にあつては、相当の期間内)にその適否を決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を交付する方法により行う。

(1) 返還をする場合 加入金還付通知書(第7号様式)

(2) 返還をしない場合 加入金不還付通知書(第8号様式)

3 管理者は、前条第1号の規定により返還の申請を不要とするものについてその事実を確認したときは、直ちに返還の決定をし、加入金還付通知書(第7号様式)により通知する。

(加入金の減免)

第18条 加入金の減免に係る条例第36条の「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合とし、その減免の内容は当該各号に定めるところによる。

(1) 共同住宅において小規模貯水槽式から直結式に切り替える場合 免除

(2) その他加入金の減免をしないことが適当でないとした場合 適当と認められる内容

2 前項第1号の「共同住宅」とは1つの建物に2戸以上の独立した住戸がある住宅をいい、「小規模貯水槽式」とは配水管の分岐から一旦有効容量10<sup>m</sup>以下の貯水槽に水を受け、その貯水槽から給水する方式をいい、「直結式」とは配水管の分岐から末端の給水栓まで、構造的に一体をなし、配水管の圧力又は加圧給水設備でもって給水する方式をいう。

(加入金減免申請の特例)

第19条 加入金の減免申請に係る施行規程第21条の5の「管理者が特別の事情があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいい、その場合の手続きについては当該

各号に定めるところによる。

- (1) 当該返還を受けようとする者に申請をさせることが適当でないとする場合 当該申請を不要とする。
- (2) 当該返還を受けようとする者に文書による申請をさせることが適当でないとする場合 当該申請の方法を口頭とする。
- (3) 前条第1項第1号に掲げる場合その他理由を付した文書を提出させる必要がないとする場合 当該申請の方法を給水装置工事申込書に減免を受けたい旨を付記する方法とする。

(加入金の減免の決定)

第20条 管理者は、施行規程第21条の5の規定により加入金の減免申請があったときは、これを審査し、当該申請のあった日から起算して14日以内(相当の理由がある場合にあっては、相当の期間内)にその適否を決定し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により行ふ。

(1) 減免をする場合(前条第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。) 給水装置工事申込書に加入金を減免する旨を記載し、又はその旨を表示した印を押印し、その写しを交付する方法

(2) 減免をする場合(前号に掲げる場合を除く。) 加入金減免通知書(第9号様式)を交付する方法

(3) 減免をしない場合 加入金減免不承認通知書(第10号様式)を交付する方法

3 管理者は、前条第1号の規定により減免の申請を不要とするものについてその事実を確認後、直ちに返還の決定をし、加入金還付通知書(第9号様式)により通知する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 給水装置工事に伴う手数料及び加入金の取扱要綱(平成25年4月1日施行)は、廃止する。

第1号様式（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



### 工事不承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった給水装置工事について、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

#### 記

1 給水装置の設置場所

2 不承認の理由

#### < 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



工事設計不合格通知書

年 月 日付けで提出のあった給水装置工事の設計について、下記の理由により不合格としたので通知します。

記

1 給水装置の設置場所

2 不合格の理由

< 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第3号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



手数料還付通知書

年 月 日付けで納付のあった手数料について、下記のとおり還付することとしたので通知します。

当該還付金につきましては、預貯金口座への振込みとさせていただきますので、同封の請求書に必要事項を記入し提出願います。

記

1	給水装置の設置場所	
2	還付金	
	設計審査手数料	円
	工事検査手数料	円
	還付加算金	円
	合計	円
3	請求書兼口座振替依頼書 提出期限	年 月 日

注 1 預貯金口座への振込みは、請求書のご提出後1か月程度かかります。

2 請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記入し、朱肉により鮮明に押印の上、提出願います。

< 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知

った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



手数料不還付通知書

年 月 日付けで納付のあった手数料について、下記の理由により還付しないこととしたので通知します。

記

1 給水装置の設置場所

2 不還付の理由

< 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



設計審査手数料等減免通知書

年 月 日付けで申請のあった設計審査手数料等について、下記のとおり減免することとしたので通知します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 減免する設計審査手数料等

< 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



設計審査手数料等減免不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった設計審査手数料等について、下記のとおり減免しないこととしたので通知します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 減免しない設計審査手数料等
- 3 減免しない理由

< 教示 >

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者



加入金還付通知書

年 月 日付けで申請のあった加入金について、下記のとおり還付することとしたので通知します。

当該還付金につきましては、預貯金口座への振込みとさせていただきますので、同封の請求書に必要事項を記入し提出願います。

記

1	給水装置の設置場所	
2	還付金	
	加入金	円
	利息	円
	合計	円
3	請求書兼口座振替依頼書 提出期限	年 月 日

- 注 1 預貯金口座への振込みは、請求書のご提出後1か月程度かかります。
- 2 請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記入し、朱肉により鮮明に押印の上、提出願います。

第8号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

加入金不還付通知書

年 月 日付けで申請のあった加入金について、下記の理由により還付しないこととしたので通知します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 不還付の理由

第9号様式(第20条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

加入金減免通知書

年 月 日付けで申請のあった加入金について、下記のとおり減免することとしたので通知します。

記

1 給水装置の設置場所

2 減免する加入金

水道メーター口径・個数	mm・個
減免額	円



第10号様式(第20条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

加入金減免不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった加入金について、下記のとおり減免しないこととしたので通知します。

記

1 給水装置の設置場所

2 減免しない加入金

水道メーター口径・個数	mm・個
減免しない額	円

3 減免しない理由